しかしながら、現道は、自転車歩行者道が設置されていないことから、歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）は、車道の通行を余儀なくされ、交通事故の危険性が高く、歩行者等の安全かつ円滑な交通が阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、幅員が3.5mの連続した自転車歩行者道が整備されることから、歩行者等の交通が自動車交通と分離され、歩行者等の安全かつ円滑な交通が確保されることが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成21年９月及び10月に任意で調査及び検討を実施したところ、本件事業は、自転車歩行者道の整備を行うものであり、これにより自動車交通量が増加するものではないことなどから、現状の生活環境等は維持されるものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第２級の道路に自転車歩行者道の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和31年５月７日付けで決定され、平成３年12月17日及び平成21年１月13日付けでそれぞれ変更決定された都市計画と基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、自転車歩行者道が整備されておらず、歩行者等が危険にさらされていることから、できるだけ早期に歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛媛県西条市役所東予総合支所

○四国地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月七日

四国地方整備局長　足立　敏之

三十三号	路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
	松山北井門二丁目一九〇番一地先から同市北井門二丁目一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分の一部を除く。）		四国地方整備局河川国道事務所及び同局松山分室

供用開始の期日　平成二十三年二月七日

○九州地方整備局告示第二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年二月七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人福岡県建築住宅センター

三⑴　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	辻　裕二、土肥たくま、柴戸　信幸、大石　泰敬

⑵　変更年月日

平成二十三年一月二十一日

○九州地方整備局告示第二十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年二月七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

三⑴　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	深見　健夫、濵﨑　幸司

⑵　変更年月日

平成二十三年二月一日